

Brexit（英国のEU離脱）に伴うUK REACHに関するお知らせ

2020年1月31日に英国はEUを離脱し、2020年12月31日までの移行期間に入りました。2021年1月1日より、UK REACHが施行される予定です。これに関して2020年9月にガイダンスが改訂され、UK REACH登録の提出期間の延長などの変更がございました。

現時点でUK REACHに向け必要となる準備は次の2点です。

1) EU REACH への対応

EU域外の企業が英国の輸入者や唯一の代理人（OR）を通じてEU REACH登録している場合、EU REACHの登録を維持するためには離脱前にEU域内の輸入者やORを指名し、2020年内にEU REACHの登録を移動する必要があります。

2) UK REACH への対応

離脱前のEU REACH登録の状態により、UK REACH登録は以下の3つに分かれます。

	1	2	3
	離脱前に既存のEU REACHを保持していた英国企業 (または英国企業がEU REACH登録を2017年3月29日以降にEU域内に移管した場合)	離脱前にEU REACH登録していたEU域内のサプライヤーから輸入していた英国企業 (EU ORを通じてEU域外のサプライヤーから輸入していた場合も含む)	EU REACH登録なし
登録方法	grandfathering	—	—
	UK REACHのITシステム経由で 1) 2021年4月30日までに基礎情報を英国HSEに提出 2) 登録トン数帯に応じた技術情報を登録トン数帯毎に規定された期限(2021年10月28日から(2,4,6年))内に提出	UK REACHのITシステム経由で 1) 2021年10月27日までにEU/EEAからの物質の輸入を継続する意向を川下ユーザー輸入通知(DUIN)によってHSEに通知 2) 登録トン数帯に応じた技術情報を登録トン数帯毎に規定された期限(2021年10月28日から(2,4,6年))内に提出	未定
その他	—	UK域外の企業がUK ORを指名して、DUINを提出することも可	—

HSE : Health and safety executive

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先（環境リスク評価センター）

〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

TEL：営業グループ 03-5577-0809 / 登録支援グループ 03-5577-0702

E-mail：LSIM-AKK-CHEM@nm.medience.co.jp